

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和3年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>・予防接種法に基づき、予防接種手帳(予診票)の交付、予防接種の実施、予防接種の結果管理、実費の徴収、給付の支給を実施する。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び予防接種法に基づき、以下の事務において、収集を行う。</p> <p>① 予防接種手帳(予診票)の綴り(生後1か月児を対象)や助成券の交付 ② 予防接種の結果入力 ③ 予防接種対象者への個別通知 ④ 実費の徴収 ⑤ 予防接種費用の償還払い及び助成 ⑥ 予防接種台帳の管理 ⑦ 予防接種実施依頼書の送付 ⑧ 予防接種実施報告書の送付 ⑨ 予防接種証明書の交付 ⑩ 健康被害救済の給付</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項、別表第1 第10項</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 16の3項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2 (情報提供の根拠):16の2の項 (情報照会の根拠):16の2,17,18,19の項</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):12の2の項 (情報照会の根拠):12の2,12の3,13,13の2の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医務感染症課
②所属長の役職名	医務感染症課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

甲府市 福祉保健部保健衛生室医務感染症課
400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1
問い合わせ先電話番号 055-237-2587

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

甲府市 福祉保健部保健衛生室医務感染症課
400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1
問い合わせ先電話番号 055-237-2587

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ①部署	健康衛生課	健康衛生課、母子保健課	事後	
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	健康衛生課 星野 雅臣	健康衛生課長 小川 忍、母子保健課長 奥石和三	事後	
平成29年5月22日	I 7. 請求先	甲府市 福祉部健康衛生課 400-0858 山梨県甲府市幸町15-6 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 福祉保健部健康衛生課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	
平成29年5月22日	I 8. 連絡先	甲府市 福祉部健康衛生課 400-0858 山梨県甲府市幸町15-6 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 福祉保健部健康衛生課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	
平成31年2月4日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第10項	番号法第9条第1項、別表第1 第10項	事後	
平成31年2月4日	I 4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2 第17・18・19項	番号法第19条第7号 別表第2 (情報提供の根拠): 16の2の項 (情報照会の根拠): 16の2,17,18,19の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 12の2の項 (情報照会の根拠): 12の2,12の3,13,13の2の項	事後	
平成31年2月4日	I 5. ①部署	健康衛生課、母子保健課	健康増進課、母子保健課	事後	
平成31年2月4日	I 5. ②所属長	健康衛生課長 小川 忍、母子保健課長 奥石和三	健康増進課長 小川 忍、母子保健課長 奥石和三	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	I 7. 請求先	甲府市 福祉保健部健康衛生課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 福祉保健部福祉保健総室健康増進課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	
平成31年2月4日	I 8. 連絡先	甲府市 福祉保健部健康衛生課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 福祉保健部福祉保健総室健康増進課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	
平成31年2月4日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成31年2月4日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成31年2月4日	I 1. ③ システムの名称	GPRIME保健総合システム(予防接種システム)、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム(予防接種)、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	
平成31年2月4日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1 第10項	番号法第9条第1項、別表第1 第10項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
平成31年2月4日	I 5. ②所属長	健康増進課長 小川 忍、母子保健課長 興石 和三	健康増進課長、母子保健課長	事後	
令和3年6月1日	I 1. ②事務の概要	-	【追記】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年6月1日	I 1. ③システムの名称	-	【追記】 ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	-	【追記】 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年6月1日	I 5. ①部署	健康増進課、母子保健課	医務感染症課	事後	
令和3年6月1日	I 5. ②所属長の役職名	健康増進課長、母子保健課長	医務感染症課長	事後	
令和3年6月1日	I 7. 請求先	甲府市 福祉保健部福祉保健総室健康増進課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 福祉保健部保健衛生室医務感染症課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	
令和3年6月1日	I 8. 連絡先	甲府市 福祉保健部福祉保健総室健康増進課 甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	甲府市 福祉保健部保健衛生室医務感染症課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-2587	事後	
令和3年6月1日	II 1. いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年6月1日	II 2. いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象
令和3年11月19日	I -4-②	番号法第19条第7号 別表第2	番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和3年11月19日	II -1. いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年11月19日	II -2. いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月19日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 16の3項	番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第2 16の3項	事後	
令和3年12月17日	I 1. ②	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	